

原議保存期間	1年(令和9年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年9月30日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第64号、丙交指発第24号
丙規発第14号、丙運発第45号
令 和 7 年 7 月 3 日
警 察 庁 交 通 局 長

令和7年秋の全国交通安全運動の実施について(通達)

本年6月末の交通事故死者数は、前年同期と比較して21人、1.8%の減少となっているが、例年、年末にかけて交通事故死者数が増加する傾向にあることなどから、予断を許さない状況にある。

このような情勢の中、別添「令和7年秋の全国交通安全運動推進要綱」(令和7年7月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「推進要綱」という。)により、本年9月21日(日)から同月30日(火)までの10日間、見出しの運動が実施されることとなった。

各位にあっては、下記により本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

なお、下記に示すものは交通警察として継続的に取り組むべきものであるため、同期間終了後も取組を推進されたい。

記

1 交通安全運動推進の基本的な考え方

(1) 重点に指向した施策の推進

歩行者や自転車等利用者には交通ルールの正しい理解と遵守、自転車等利用者を含め運転者には歩行者等優先意識を徹底させるとともに、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を励行させるなど、本運動の重点に指向した施策を推進すること。また、施策の推進に当たっては、SNS等の各種媒体等を積極的に活用すること。

(2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて主体的かつ積極的に各種活動や取組を推進できる環境を醸成するため、自治体等の関係機関・団体をはじめ、民間企業等による主体的な活動を支援するとともに、交通ボランティアのみならず、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

(3) 外国人運転者等に対する交通安全教育等の強化

外国人運転者による交通事故の増加、高速道路における逆走事故の発生や飲酒運

転、ひき逃げ等の悪質な交通違反による交通事故の増加を受け、今回新たに推進要綱に外国人に対する交通安全教育等の充実が盛り込まれた。「外国人運転者に対する交通安全教育等の推進について（通達）」（令和7年5月28日付け警察庁丁交企発第137号、丁運発第191号）に基づき、関係機関・団体と連携し、外国人運転者をはじめとした外国人に対する効果的な交通安全教育及び広報啓発を推進すること。

(4) 交通事故実態に基づく警察の総合力の発揮

管内における交通事故実態を詳細に分析し、分析結果に基づいた具体的かつ効果的な対策について、各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮して取り組むこと。

2 重点的推進事項

(1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

ア 歩行者が被害に遭った交通事故の中には、横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められるため、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うこと、飲酒により道路で寝そべるなどの行為をしないことといった基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育を推進すること。

イ 幼児・児童の飛び出しによる死者・重傷者が多いといった交通事故の特徴を踏まえ、保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法や自らの安全を守るための交通行動等について繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

ウ 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト、明るい目立つ衣服等の視認効果等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。その際、警察庁作成の広報啓発動画（YouTube等）の活用等も検討すること。

エ 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化するとともに、夕暮れ時間帯等における歩行者の保護活動を推進すること。

オ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

カ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

キ 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもをはじめとする歩行者の通行の

妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

(2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

ア 自動車運転中の携帯電話使用等による死亡・重傷事故が令和３年以降増加の一途をたどっており、重点的に取り組むべき課題であることを改めて認識し、ながらスマホの危険性や交通事故実態等に関する広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析等に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。また、企業・団体や教育機関等に対しては、ながらスマホの危険性を十分理解させる効果的な交通安全教育を徹底すること。

イ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。また、飲酒運転の実態について、調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けて周辺三罪も含めた効果的な取締りを推進すること。

ウ 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

エ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る交通違反に対する交通指導取締りを強化すること。

オ 日没時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没後１時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。あわせて自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについての広報啓発を推進すること。

カ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断

の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。

キ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。

ク 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。また、行楽地等における運転者等への啓発やシートベルトの着用効果を体験できる装置等を活用した被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するほか、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

ケ 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、アクセルとブレーキの踏み間違いに起因する交通事故の実態を踏まえ、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。

コ 高速道路における逆走事案の約7割は65歳以上の高齢者であることを踏まえ、高齢運転者本人のみならず、その家族に対しても高速道路における逆走行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることについての広報啓発を推進すること。

サ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するほか、若年層のみならず、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

ア 令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されることとなることを踏まえ、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施し、自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図ること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

イ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、令和6年11月1日から施行されたながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発を推進するほか、自転車指導啓発重

点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。

ウ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。

エ 全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されていることを踏まえ、その着用を促進するために自転車利用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うこと。

オ 夕暮れ時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進すること。

カ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。

キ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

ク 特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等の周知及び遵守並びにヘルメットの着用促進を図るため、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信のほか、関係機関・団体等と連携した交通ルールやヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。

ケ 特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者や販売事業者等に対し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、特定小型原動機付自転車の利用者等に対する基本的な交通ルールの周知や、ヘルメット着用の促進等の安全対策を的確に実施するよう働き掛けを強化すること。特に、現在の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故や交通違反の状況を踏まえ、対歩行者事故防止に重点を置いた交差点、横断歩道等における安全確認の徹底や、信号機や一時停止等の標識の遵守等の利用者への交通ルールの周知、夜間のポートの利用停止といった実効的な飲酒運転対策を講ずることや、特定小型原動機付自転車の運転者のヘルメット着用率が著しく低いことを踏まえたヘルメット着用の促進に重点を置いた取組を推進するよう指導助言を行うこと。

コ 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、必要に応じて交通違反や交通事故の発生状況等に関する情報を提供するとともに、ガイドラインに基づき、事業者による交通安全教育

が適切に行われるよう指導助言を行うこと。

サ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置き、管内の交通実態を分析した上で、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

シ 令和6年11月1日に施行された改正道路交通法により、ペダル付き電動バイクをペダルのみを用いて走行させる行為が自動車又は原動機付自転車の運転に該当することが明確化されたことを踏まえ、ペダル付き電動バイクの無免許運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを徹底すること。また、販売事業者やフードデリバリー事業者に対し、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に従い、購入者や配達員の運転免許の確認、保安基準に適合した車体の使用・販売の徹底等の安全対策を的確に実施するよう指導助言を行うこと。

3 留意事項

(1) 受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、自ら交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等利用時のヘルメット着用を実践すること。

令和7年秋の全国交通安全運動推進要綱

令和7年7月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目 的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

- 1 運動期間 令和7年9月21日（日）から30日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年9月30日（火）

第3 主 催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会，（一財）全日本交通安全協会，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（公財）日本道路交通情報センター

第4 協 賛

別紙のとおり

第5 運動重点

- 1 全国重点
 - （1）歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - （2）ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
 - （3）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【趣旨】全国重点を上記3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- （1）交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高く、特に夜間における歩行

中の交通事故による死者数が多くなっている。また、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反のほか、夜間の路上横臥が認められる。このため、歩行者に対し、安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る必要がある。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児（※1）・児童（※2）の死者・重傷者の割合の中では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、特に、歩行中児童の死者・重傷者は登下校中の割合が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、歩行中の交通事故による死者数のうち65歳以上の高齢者の占める割合が高いことにも留意が必要である。

※1「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。以下同じ。 ※2「児童」とは、小学生をいう。以下同じ。

- (2) 近年、スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。また、例年、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発しているほか、死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。このため、自動車等の運転者に対して、ながらスマホや飲酒運転等の根絶と、夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進を図る必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれて低下する傾向にあるほか、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

- (3) 自転車乗用中の交通事故死傷者数は、15歳以上19歳以下の若年層の割合が顕著に高く、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。また、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。さらに、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転者のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されたほか、令和8年4月1日からは、自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。また、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者を始め、広く国民に対し、自転車の通行場所を始めとする交通ルールについて分かりやすく周

知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していくことが必要である。

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

(1) 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

ア 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

(1) ながらスマホの根絶

ア 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

- イ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (2) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
 - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (3) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (4) 夕暮れ時以降の交通事故防止対策
 - ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後 1 時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
 - イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がいらない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
 - エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進
- (5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールへの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 横断歩道等に歩行者等がいらないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない 6 歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (7) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、

動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

(8) 二輪車の運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性(不安定性や死角に入りやすいなど)の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

ア 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
 - ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するように、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関

する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
- (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとつての危険箇所の把握と解消

オ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行

- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進, ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールへの周知
- (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルール理解・遵守の徹底
- (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (ケ) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底
- カ 在留外国人・訪日外国人に対する交通安全教育等の充実
 - (ア) 日本語学校や外国人コミュニティー等における交通安全教育等の推進
 - (イ) 使用者や関係機関等による外国人運転者に対する交通安全教育等の推進
 - (ウ) レンタカー業者等と連携した車両貸出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国女性団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
NHK	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントाइムズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 交通安全振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS 協会	特定非営利活動法人全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	(一社) 日本フードデリバリーサービス協会
(一社) 公立大学協会	(一社) 日本電動モビリティ推進協会
全国公立短期大学協会	マイクロモビリティ推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構	(一社) 全国軽貨物協会
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	以上 157 団体